

北海道告示第10896号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成30年5月1日までに北海道後志総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成29年12月28日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ倶知安店

北海道虻田郡倶知安町南11条西1丁目30番地ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

マックスバリュ北海道株式会社 代表取締役 出戸 信成

北海道札幌市中央区北8条西21丁目1番10号

佐々木 洋一

北海道虻田郡倶知安町南11条西1丁目42番2号

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

ホームック倶知安店・マックスバリュ倶知安店

虻田郡倶知安町南11条西1丁目46番地1号ほか

(変更後)

マックスバリュ倶知安店

虻田郡倶知安町南11条西1丁目30番地ほか

イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	変更事項
ホームック株式会社	代表取締役 石黒 靖規	札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番1号	(7)
マックスバリュ北海道株式会社	代表取締役 山尾 啓一	札幌市中央区北8条西21丁目1番10号	
佐々木 洋一		虻田郡倶知安町南11条西1丁目42番2号	

(変更後)

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	変更事項
マックスバリュ北海道株式会社	代表取締役 出戸 信成	札幌市中央区北8条西21丁目1番10号	(4)
佐々木 洋一		虻田郡倶知安町南11条西1丁目42番2号	

ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	変更事項
ホームック株式会社	代表取締役 石黒 靖規	札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番1号	(7)
マックスバリュ北海道株式会社	代表取締役 山尾 啓一	札幌市中央区北8条西21丁目1番10号	
株式会社ツルハ	代表取締役 鶴羽 樹	札幌市東区北24条東20丁目1番21号	
株式会社げんたろう	代表取締役 広瀬 秀雄	夕張郡栗山町字中里61番地26	
未定			

(変更後)

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	変更事項
マックスバリュ北海道株式会社	代表取締役 出戸 信成	札幌市中央区北 8 条西21丁目 1 番10号	(イ)
株式会社ツルハ	代表取締役 鶴羽 順	札幌市東区北24条東20丁目 1 番21号	(ウ)
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 博丈	広島県東広島市西条吉行東 1 丁目 4 番14号	(エ)
未定			

(4) 変更の年月日

上記(3)ア、イ(ア)及びウ(ア) 平成27年10月19日
上記(3)イ(イ)及びウ(イ) 平成24年11月12日
上記(3)イ(ウ) 平成26年8月7日
上記(3)イ(エ) 平成25年11月15日

(5) 変更する理由

上記(3)ア、イ(ア)及びウ(ア) ホーマック棟の廃止のため
上記(3)イ(イ)及びウ(イ) 代表者変更のため
上記(3)イ(ウ) 代表者変更のため
上記(3)イ(エ) テナント入替のため

2 届出年月日

平成29年12月13日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道後志総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成29年12月28日(木)から平成30年5月1日(火)まで(日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、平成29年12月29日、平成30年1月2日及び同月3日を除く。)

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで